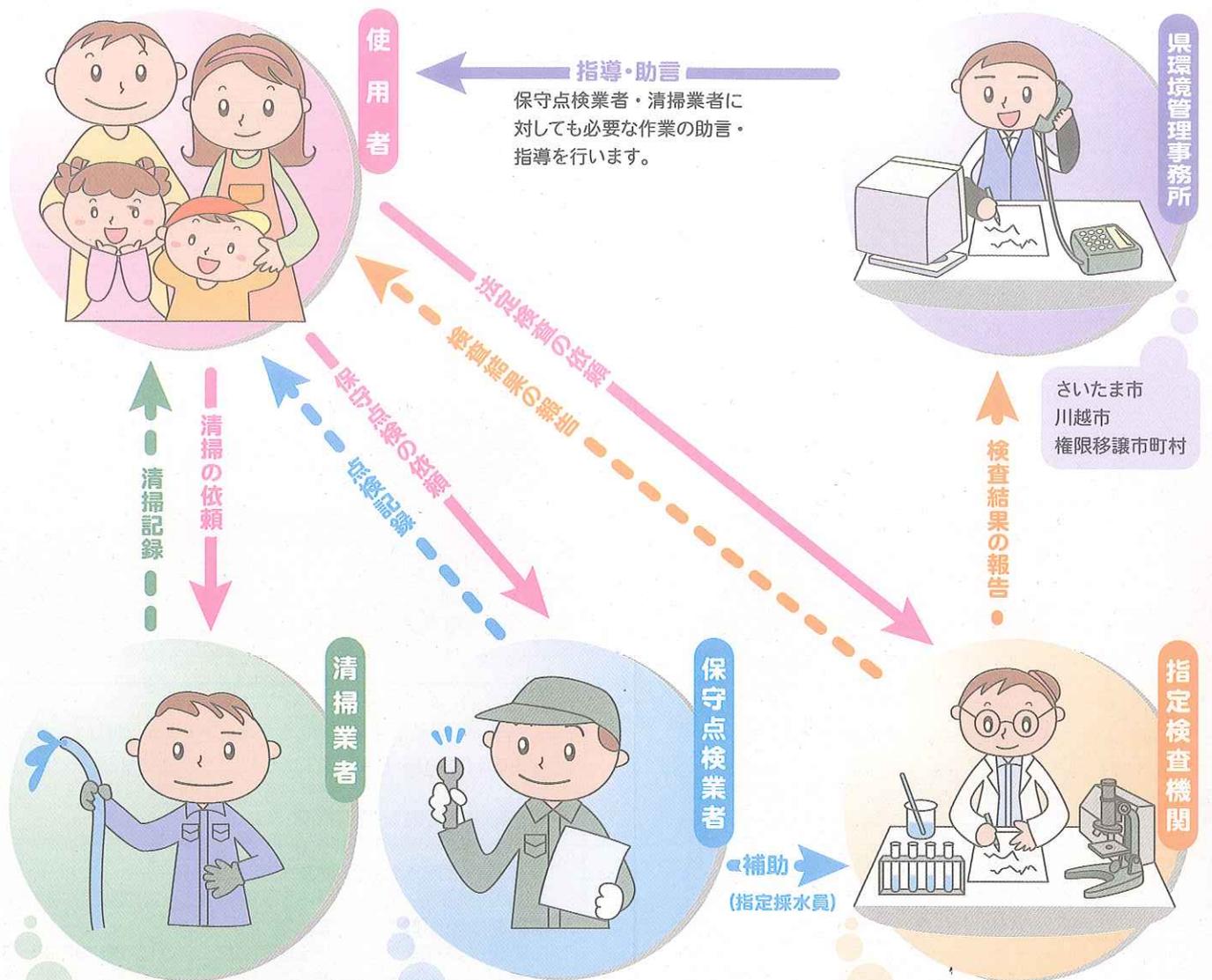


# 浄化槽を管理する上で、やらなければならないこと



保守点検・清掃を行いましょ

法定検査を受けましょ

**清掃とは？**  
 浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや調整、機器類の洗浄のことです。**年1回以上**実施しなければなりません。市町村長の許可を受けた業者に委託してください。許可業者の確認は各市町村のホームページ等で確認できます。

**保守点検とは？**  
 浄化槽の点検、調整や修理のことです。**浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数**を実施しなければなりません（裏面参照）。県知事登録（さいたま市内と川越市内は市長登録）を受けた業者に委託してください。登録業者の確認は、県（市）のホームページで確認できます。  
**指定採水員制度については**  
 裏面参照。

**法定検査とは？**  
 保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。指定検査機関に依頼してください（担当地域及び検査手数料は裏面参照）。  
 ①**設置後の水質に関する検査（7条検査）**  
 設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。**浄化槽を使い始めてから3か月を経過した日から5か月間**に行わなければなりません。  
 ②**定期水質検査（11条検査）**  
 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。**毎年1回**行わなければなりません。

環境管理事務所

さいたま市  
川越市  
権限移譲市町村

指定検査機関

保守点検業者

清掃業者

使用者